別記様式第１号

保育所入所申込書

年　 　月　　 日

保護者住所　浜中町

氏　　　名　　　　　　　　　　　　㊞印

浜中町長　　様

連絡先　自宅　　　　　 番

勤務先　 父　　　　　　　　　　 番

母　　　　　　　　　 番

保育所への入所について、次のとおり申込みます。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 入所児童 | 氏　　　　　名 | | | 生　年　月　日 | 性　別 | 備　　　考 |
| （ふりがな） | | | 年　月　日生 | 男・女 |  |
| 入所を希望する保育所名 | 第１希望　　　　　　　　　　　（希望理由） | | | | | |
| 第２希望　　　　　　　　　　　（希望理由） | | | | | |
| 保育の実施を希望する期間 | | | 年　月　日から　　　　年　月　日まで | | | |
| 保育の実施を希望する理由 | |  | | | | |

○入所児童の家庭の状況

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 氏　　名 | 入所児童との続柄 | 生年  月日 | 性　別 | 職　業 | 課税の有無 | 備考 |
| 前年度分  町民税 |
| 入所児童の世帯員 | (ふりがな) |  |  | 男・女 |  | 有・無 |  |
|  |  |  | 男・女 |  | 有・無 |  |
|  |  |  | 男・女 |  | 有・無 |  |
|  |  |  | 男・女 |  | 有・無 |  |
|  |  |  | 男・女 |  | 有・無 |  |
|  |  |  | 男・女 |  | 有・無 |  |
| 生活保護の状況 | | | 適用なし　適用あり（　　　　年　　月　　日保護開始） | | | | |
| ○　裏面の注意をよく読んでから記入してください。 | | | | | | | |

（裏）

記入上の注意

この入所申込書は、保護者が次の点に注意し記入のうえ浜中町立保育所に提出してください。なお、その家族から２人以上の児童が同時に入所を申込む場合には、それぞれの児童ごとに

１枚の用紙を用いてください。

　１ 「入所児童」の欄は、「氏名」にふりがなを付し、「性別」の欄は該当するものを○で囲んでください。

　２ 「入所を希望する保育所名」は希望する順位に従い保育所名を記入し、また、その保育所を希望する理由（例えば、既に兄弟が入所しているため、距離が近いため等）を記入してください。

　３ 「保育の実施を希望する期間」には、小学校就学前の子どもで保育の実施を必要とする理由に該当すると見込まれる期間の範囲内を記入してください。

　４ 「保育の実施を希望する理由」については、下記の(１)から(９)までに掲げるいずれの場合に該当するかを判断して、その該当する番号を全て記入し、かつ、その具体的な状況について、同欄に記入してください。

　　 なお、具体的な状況を確認できる書類があればあわせて添付してください。

　５ 「入所児童の世帯員」の欄は、入所児童本人以外の入所児童の両親（同居・別居の別を「備考」に記入してください）及び同居している親族等の全員について記入するとともに、「性別」及び「課税の有無」の欄は、該当するものを○で囲んでください。また、世帯員の中で入所児童の他に保育所に入所している児童がいる場合は、当該保育所名を「備考」欄に記入してください。

　６ 保育所への入所については、保育所へ入所できる基準に該当しないために入所が認められ

　 ない場合や、希望者が多数いるため希望する保育所へ入所できない場合があります。

７　保育所での保育を希望する場合は、下記に記載の「保育の必要な事由」に該当することが

必要です。また、保育所へ入所できる基準の該当理由により、保育の実施期間の希望に添え

ない場合がありますのであらかじめご承知ください。

○保育の必要な事由

⑴ １か月に64時間以上仕事をしていること。（原則１日４時間以上かつ週４日以上の就労があること。）

⑵ 妊娠していること、又は出産後間がないこと。

⑶ 疾病にかかり若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。

⑷ 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護、又は看護していること。

⑸ 震災・風水害・火災その他の災害の復旧に当たっていること。

⑹ 求職活動（起業準備を含む。）を継続的に行っていること。

⑺ 学校に在学している、又は職業訓練を受けていること。

⑻ 虐待やDVのおそれがあること。

⑼ 育児休業取得時に、既に保育所を利用している児童がいて継続利用が必要であること。

⑽ その他前各号に類する状態にある場合。